

環境シティズンシップを育成する授業 (1)

ー環境シティズンシップ・フレームワークの作成ー

水山 光春¹⁾

Study on Teaching Environmental Citizenship (1)

ー Developing a Framework for Environmental Citizenship ー

Mitsuharu MIZUYAMA

抄 録：A・ドブソンのシティズンシップの三類型を原型として、権利重視、義務重視、責任重視の三つの形態からなる環境シティズンシップ・フレームワークを作成した。次いで、このシティズンシップフレームワークをもとに、シティズンシップ育成を中心的に担う教科としての中学校社会科公民的分野の教科書分析を行った。その結果、記述においては自由主義的な自己批判がベースになっていること、一つの事例で多様なシティズンシップを扱おうとしていること、そのために個々の事例における構成原理(権利/義務、公正)やシティズンシップの「徳」への言及が曖昧になっていることが明らかとなった。最後に、目指すべきシティズンシップのスタイルを鮮明にする授業、ならびに責任重視型シティズンシップを扱う授業を開発することの必要性を述べた。

キーワード：シティズンシップ、環境シティズンシップ、環境教育、シティズンシップ教育

I 問題の所在

近年、環境教育と持続可能な開発のための教育(ESD)との関係のあり方がさかんに議論されるようになって、環境と民主主義の関わりもまた注目されるようになってきた。¹⁾ 環境と民主主義の関わりへの注目は、さらにシティズンシップへの関心を引き起こす。なぜなら民主主義のための教育は、とりもなおさずシティズンシップのための教育でもあるからである。²⁾

一方、シティズンシップ教育の側にとっても環境は重要な要素であり、³⁾ 環境について考えることを通してシティズンシップ教育を充実させることの必要性が認識されている。つまり、環境とシティズンシップはそれぞれに相手を重要な要素と認め、それへの関心を深めつつある。とはいえシティズンシップそのものの捉え方は多様で、そのことが我が国におけるシティズンシップ教育、ひいては環境シティズンシップ教育をわかりにくいものになっている。

本稿では、このような現状の改善に資するために、環境シティズンシップとは何かについて考察することを通して、今後の我が国における環境シティズンシップ教育の課題を明らかにし

1) 京都教育大学

たい。そのためにまず、シティズンシップそのものの意味を社会学や政治学をもとに検討する。次いで環境シティズンシップのフレームワークを構築し、最後に、このフレームワークを用いて、環境シティズンシップの育成をめざす授業のあり方について論じる。

Ⅱ シティズンシップとは何か

1. これまでのシティズンシップ論

シティズンシップを定義づけるにあたって、誰もがまず頭に浮かべるのは T.H. マーシャルのそれである。マーシャルはシティズンシップを「市民的権利」「政治的権利」「社会的権利」の三つに分けて論じた。マーシャルのシティズンシップは第二次世界大戦の直後という歴史的な局面で、シティズンシップをいわば国家に対する個人の権利の側面から論じたものである。

市民的権利＝自由権、財産権など、個人の自由にとって必要な権利、18 世紀に発達。

政治的権利＝選挙権、被選挙権を通して政治に参加する権利、19 世紀に発達。

社会的権利＝社会に普及している生活標準を得る権利、第 2 次大戦後に発達。⁴⁾

ちなみに、シティズンシップは単なる権利の集合ではなく、責任をも伴うものでもある。G. ジョーンズらは、若者の自立という視点から「シティズンシップとは、福祉資本主義社会に於いて、ある年齢に達すれば暗黙のうちに与えられる、個人に対するひとりの権利と責任のことである」⁵⁾と規定した。彼らの著書の訳者でもある宮本美智子は、この定義を次のように補足している。

「シティズンシップは個人と国家の間の契約を指す用語である。この契約は双方のひとまとまりの権利と義務から成っている。たとえば、個人は投票をしたり税金を払い、国家は必要に応じてケアや福祉事業を供給することがそれである。つまり、シティズンシップは、『社会への参入』や、『メンバーとしての地位』に関係する概念である。だから、個人も国家もそれぞれの役割を果たさなければならないと考えられている。」⁶⁾

宮島喬は、個人と国家との関係をさらに国家にこだわらない共同体との関係にまで拡大して、シティズンシップを大きく「国籍と同じ意味に用いられるもの」、「市民という地位、資格に結びついた諸権利」、「共同体と自己との関わり」の三種に大別する。そしてシティズンシップを、選挙権の行使によって社会の政治を変えられるという確信を持ったり、孤立していた人たちが市の祭りに参加して所属感を抱いたりといった「実感」をともなう情緒的な体験であるとともに、「主観的、客観的両面を持つ個人と共同体との関係」であり、そこには「市民化のプロセス」が埋め込まれているとする。⁷⁾

一方、このような社会学的なシティズンシップ論とは別に、政治史的にシティズンシップをとらえる見方もある。それは一般的には「自由主義」、「共同体主義」、あるいは「市民共和主義」の文脈で語られる。J. ネルソンらは、これら自由主義、共同体主義、市民共和主義におけるシティズンシップを次のように整理した。

自由主義 / 個人主義	・ シティズンシップはすなわち地位である。それは個人の利益を擁護し最大化するための政治的領域における機能である。個人には、政府への依頼よりも、自分自身の市民としての責任を引き受けることが求められる。
共同体主義	・ シティズンシップは実践である。それはコミュニティに所属し、他者と協力して共通善を達成しようとする感覚から生まれる。また個人のアイデンティティは、他者との関係を通して生まれ、それが集団としてのアイデンティティの感覚を生む。
市民共和主義	・ シティズンシップは実践である。それは市民的アイデンティティをも包括する感覚を発展させる。それは共通に皆が共有する文化や、一つのくっきりとした民族国家に所属しているという感覚によって特徴づけられる。とりわけ、それは個人と国家の間の互恵的な関係を創造することを望む。 ⁸⁾

齊藤純一は、ネルソン等の共同体主義と市民共和主義の同質性を共同体主義としてまとめるとともに、共同体主義の持つ国家主義的な性質を独立させ、三者の関係を次のように整理した。

・ 自由主義 vs 共同体主義	・ 共同体内部の公共的価値を「共通善」と定義して、その共通善を「善の構想」としてとらえるのが共同体主義。それに対して、共認不可能な善の構想を峻別し、共認可能な価値の範囲に共通善を制限しようとするのが自由主義。
・ 国家主義 vs 自由主義	・ 自由を擁護する主体の積極性において、自由を守るための積極的な国家の役割を強調するのが国家主義。すなわち、国家あつての自由という考え方。それに対して、自由の擁護のためには国家の活動をできるかぎり制限しようとするのが自由主義。
・ 国家主義 vs 共同体主義	・ 理念と実態において、共同体を国家とは別物と考えるのが共同体主義、共同体と国家を同一視するのが国家主義。 ⁹⁾

齊藤が示す三つの対立は 次のような図として示すことができる。ちなみにネルソン、齊藤のいずれにしても、自由主義と共同体主義あるいは市民共和主義が対比のベースになっている。

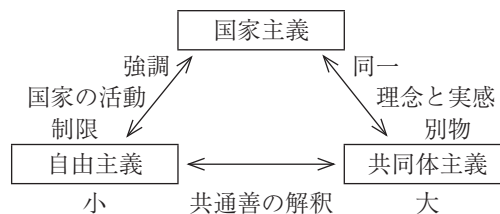


図1 自由主義・共同体主義・国家主義の関係

2. ドブソンのシティズンシップ論

A. ドブソンはこれまでに示した伝統的な自由主義や市民共和主義では表現しきれないシティズンシップの第三の類型として、ポストコスモポリタン・シティズンシップを提起した。

表 1 シチズンシップの三種型¹⁰⁾

第 1：自由主義	第 2：市民共和主義	第 3：ポストコスモポリタン
権利／権原（契約的）	義務／責任（契約的）	義務／責任（非契約的）
公的領域	公的領域	公的領域と私的領域
徳中立的	「男性的」徳	「女性的」徳
領土的（差別的）	領土的（差別的）	非領土的（被差別的）

そして、自由主義的でも市民共和主義的でもないポストコスモポリタン・シティズンシップの特徴を、次のようにまとめている。

「ポストコスモポリタン・シチズンシップ^(ママ)の主な特徴は、シチズンシップと結びついた義務の非互惠的性格、政治空間に関する領土的であるが物質的な性質、この政治空間には公的領域と同様に私的領域も含まれるべきであるという認識、それと関連して、徳に焦点を当て「私的な」徳がシチズンシップの徳となる可能性を認める決定にある。」¹¹⁾

とはいえ、このままではその意味するところがわかりにくいので、彼の言葉に基づいて少し補足することにしよう。ドブソンは述べる。

「私は権利と責任の違いが自由主義的シチズンシップと市民共和主義的シチズンシップが異なる領域の一つであることを示し、これを表の中に反映させている。しかし私は、この違いが基本的類似点を隠してしまっていることを指摘したいのである。これは、自由主義的シチズンシップと市民共和主義的シチズンシップが共に市民－国家関係の契約観に基づいているからである。他方、ポストコスモポリタニズムでは、契約という言葉やそれが意味する暗黙の互惠性は避けられている。」¹²⁾

要するにドブソンは、「権利／義務」関係について「契約」の視点から、自由主義的シティズンシップも市民共和主義的シティズンシップも共に市民－国家間の互惠的な契約観に基づいているのに対して、ポストコスモポリタン・シティズンシップはそのような互惠性を前提とはしていないことを指摘する。また、シティズンシップが及ぶ範囲としての国家の領域について検討し、ポストコスモポリタン・シティズンシップが領土性の強い国家の領域を超えていることを、次のように確認する。（この点はコスモポリタン・シティズンシップにも共通している。）

「市民社会とは市民が市民として相互に交流する場であり、国民国家が内外で権力や権威を失い、多くの現代的政治的課題のトランスナショナルな性質が明らかになるにつれ、トランスナショナルな市民社会の概念－そして恐らく事実－が登場するようになってきたのである。（そうしたグローバルな市民社会の：筆者注）ネットワークや組織、そしてそれらが生み出す市民社会は非領土的なものであり、したがって私がポストコスモポリタン・シティズンシップの中心の特徴と考えている非領土性の一つの基礎となっている。」¹³⁾

また、自由主義的シティズンシップや市民共和主義的シティズンシップは、ともにいわゆる

ポリスの公的な政治的ことがらを対象としているけれども、ポストコスモポリタン・シティズンシップにおいては、家庭内におけるごみ減量のような私的なことがらさえも、シティズンシップの対象に含めるべきだと主張する。

「要するに、明らかな違いを一方で持ちながら、自由主義的シチズンシップと市民共和主義的シチズンシップは共に、定義上シチズンシップと公的領域が結びついているという考えを支持している。しかし、ポストコスモポリタン・シチズンシップは、私的活動であっても公的意義を持っていること、それゆえ、自由主義的シチズンシップと市民共和主義的シチズンシップに共通した『公的なもの』の見解を推進している公的／私的という区別を厳密に行うことは賢明でないことを指摘している。」¹⁴⁾

この考え方は、そのまま「徳」についての考察に発展し、ポリスにおける男性的な徳に対するオイコスにおける女性的な徳の主張へと進化する。

(シチズンシップを権利や権原の点から考察する：注筆者)「観点からすると、重要な関係は市民と国家との関係にある」。それに対して、「ポストコスモポリタン・シチズンシップは(中略)市民自身の政治的関係を取り上げようとしている。市民－市民関係を取り上げてきたのがフェミニストによるシチズンシップ研究であることは偶然ではないし、したがってこれらの関係とつながりのある徳の問題が体系的に議論されてきたことも驚くことではない。この点でいわゆる「女性的」徳の観念が登場するのである。」¹⁵⁾

以上、ドブソンのシティズンシップ論について述べた。もちろんドブソンは、ポストコスモポリタン・シティズンシップを主張するに際し、まず手順としてコスモポリタン・シティズンシップを想定する。しかし、「コスモポリタン・シチズンシップが『全人類を含む共同体』に言及するため、その広がりや範囲にあまりにも厳しい要求をしているとしばしば批判されている」として、「本質的に、確認しうる現実的被害の諸関係に根ざしており、これらの諸関係に最初から含まれている人に義務を限定している」¹⁶⁾ ポストコスモポリタン・シティズンシップを主張するのである。

環境とシティズンシップの関係を論じるにあたり、ドブソンはシティズンシップを類型化して、「権利と義務」「領域」「徳」「領土性」の四つの視点を提起したが、我が国におけるこれまでの環境についての議論をふまえると、これらの視点には結合したり、分離した方が適当と考えられるものがある。そこで本稿では、以下、視点を「権利」「義務と責任」「社会的公正」「シティズンシップの徳」の四つに再構成して検討を進めよう。

Ⅲ 環境シティズンシップとは何か

1. 環境シティズンシップと権利

(1) 権利としての環境

環境と権利の関わりを考えるには二つの視点がある。一つは「権利としての環境」であり、今一つは「環境(自然)の権利」である。両者は権利の拡大という意味では基本的に同じ歴史的な流れの上にあるが、前者は「人間のための」環境であり、後者は「環境のための」環境で

あって、守るべき相手が異なる。

権利としての環境は通称「環境権」と言われているものである。わが国で環境権の議論が展開されるようになったのは、1970 年以後のことである。ヨーロッパの国々が 1972 年の国連人間環境会議をきっかけとして環境権論の議論を始めたのに比べると、我が国の議論はかなり先んじて行われた。その大きな理由の一つは、当時すでに我が国が深刻な公害紛争の真只中にある、環境破壊防止の決め手となる法的手段を求める社会的要求の高まりがあったことがある。¹⁷⁾ 以来、環境権確立をめざす数多の努力によって、我が国においては、憲法上の基本的人権としての環境権は、学説を超えてほとんど一致して認められてきた。

環境権についての考え方は、このような人格権としての環境権の考え方の他に、公共信託財産の考え方としても発展した。公共信託財産の法理論は、かつては誰のものでもないとしていた共用的環境資源を、その環境に関わりをもつ一般公衆（将来の世代をも含めて）のものであるとする。そしてその管理は、公共信託財産として政府に委託されているとみなす。この法理論に基づけば、環境は公共信託財産として維持されねばならないということになるし、環境破壊における「公共信託財産の管理者であるものの事前責任を問う」こともできる。たとえば、「大阪空港騒音の場合など、被害住民の『人格権』が主張される前に、『静穏な環境』という公共信託財産を守る責任が空港管理者の側にあったのだという発想が、ここに生まれる」。¹⁸⁾

かくして、環境権に基づく環境侵害という事実による開発等の差し止めは、原告個人に被害が発生するのみでなく、事前予防の見地から生態系の変化や被害の広範さをも考慮して判断されるべきとする考え方が広がることとなった。

(2) 環境の権利

人間にとっての環境権の議論は必然的に人間以外の生物へも発展していく。その際にまず考慮すべきは、そもそも人間以外の環境に権利はあるかという問題である。思想史的に振り返ると、権利概念は自然権（natural rights）から自然の権利（the rights of nature）へと拡大してきた。¹⁹⁾ この考え方を推し進めていくと、権利の主体は動物から樹木にまで行き当たる。²⁰⁾

次いで環境の権利の考え方は、誰がどのようにその権利を行使するか、という問題に出会う。権利の行使は具体的には法律上の訴訟という形で現れる。その場合、問題となるのは「自然に果たして訴訟の当事者（原告）としての適格性があるか」である。

ストーンが『樹木の原告適格』（*Should Trees Have Standing ?*）を著して以来、自由主義の国アメリカでは自然を原告とする訴訟が相次いだ。その結果、現在、「アメリカでは、種の保存法に基づく市民訴訟に関してではあるが、絶滅危惧種の鳥の原告適格を認める方向にある」。²¹⁾

一方、我が国では、これまでアマミノクロウサギ（1994）、オオヒシクイ（1995）、ナキウサギ（1996）、ムツゴロウ（1996）などが、開発による被害を受けるものとして相次いで自らを原告として訴訟を提起したが、自然物単独での訴訟遂行はいずれもことごとく却下された。ただ、「自然物の保護は、人が、その状況を認識し、代弁してはじめて訴訟の場に持ち出すことができる」との判断が高等裁判所段階では出るようになってきた。²²⁾ つまり、人間に権利の代弁可能性が生まれつつある。

このように権利主体としての環境は、倫理性もさることながら、倫理を超えてより現実的な

法に基づく権利主体としての適格性を有するかが、問題の核心となっている。

以上に考察した環境と権利の問題を、権利の主体と内容に分けて整理すると、問題の要点は次の二つである。すなわち第一は、環境に関わる権利の主体はどこまで拡大されるかであり、第二は、主体が人間であれ自然であれ、内容としての環境の権利はどこまで拡大されるべきかである。さらに、権利の主体としての「自然」が空間的に個人や市民を超えて非領土的である点に着目すると、それらは次のように整理することができる。

表2 環境と権利の性格および領土性

権利の主体	個人	市民	自然
権利の内容	財産権・人格権	公共信託財産	個別の生命、生態系
領土性	領土的	領土的	非領土的

2. 環境シティズンシップと義務・責任

シティズンシップの基礎をなす個人の自由と権利を尊重するためには、各個人に対して、彼自身とともに社会に属するすべての他人の自由と権利を擁護・尊重する義務・責任が生まれる。これは自由主義の考え方から生まれる当然の帰結である。また一般的に、対人的な行為においては、その行為によって誰かの自由や権利が侵害されれば、侵害に対してすぐに抗議・抵抗・非難がなされるので、加害者の責任は自覚されやすい。しかし、環境的な行為においては、環境そのものが抗議の声を上げることがないこと、またその対人的な影響は空間的・時間的な制約のゆえに顕在化しにくいことから、加害者に責任は自覚されにくい。したがって、我々が環境シティズンシップの対象として特に注意すべきは、「人ではないもの言わぬ環境」と、空間と時間を共有していない、具体的には此所とは違う「遠く離れたところにいる人々」および「未来世代の人々」である。

市民社会においては権利と義務は双方向的で、言わばコインの裏と表の関係にあり、権利のあるところ義務が発生する。しかし、もの言わぬ環境や未来世代には権利は認められても、現在世代に対する義務は認めがたい。また、たとえ認めえたとしても果たせるとは考え難い。したがって、権利と義務の双務性を前提とせず、現在世代の果たすべき役割を考えるには、双務性と偏務性を意識的に分けて、双務性の強い「義務」よりも偏務性の強い「責任」概念を用いるとともに、社会的公正や社会的正義の概念を積極的に取り上げる必要が生まれよう。

以上をまとめると、義務・責任と範囲・対象の関係は次のように整理することができる。

表3 環境シティズンシップと義務／責任

範囲・対象	世代内・近距離	世代間・遠距離	環 境
義務／責任	義 務	責 任	責 任

3. 環境と社会的公正

公私を問わず「公正」は図2のように捉えることができる。すなわち、公正には分配的公正と手続き的公正があり、²³⁾ 分配的公正はさらにミクロな公正とマクロな公正に分けることがで

きる。このうちミクロ公正とは「個々の報酬受容者についての公正」であり、衡平・平等・必要などの原理がある。一方、マクロ公正とは、「社会の中での報酬に関する総合的な公正」であり、主なものにベンサムルール（最大多数の最大幸福をめざす）、パレートルール（パレート最適をめざす）、ロールズルール（比較効用の少ない方をできるだけ増やす）、ニーチェルール（比較効用の多い方をさらに増やす）などが考えられる。²⁴⁾ つまり、これら二つの公正は、公正の異なった側面に焦点をあてている。一般に、社会秩序や集団的目標には日本語の「正義」が、個人的権利には「公平」が用いられることが多い。²⁵⁾ したがって、前述の概念に照合すると、「ミクロ公正」を「公平」、「マクロ公正」を「正義」と言い換えることができる。ミクロ公正での焦点はあくまでも個人の属性であり、それに対してマクロ公正では、社会秩序や社会システムに焦点が当てられている。この公正規準を環境シティズンシップに重ね合わせると、表 4 にまとめることができる。

さらに、公正における社会的な公正と環境的公正の関わりについても検討する必要があるが、²⁶⁾ その検討は次稿に譲ることとする。

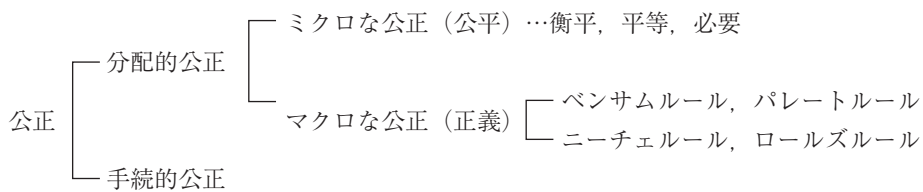


図 2 公正の分類

表 4 環境シティズンシップと公正

シティズンシップの範囲・対象	世代内・近距離	世代間遠距離	環境
公正の意味	ミクロ公正（公平）	マクロ公正（正義）	マクロ公正（正義）

4. 環境シティズンシップと「徳」

次に公正をさらに拡大して、環境シティズンシップにおける「徳」について考えよう。D. ヒーターは自由主義的シティズンシップの徳について次のように述べている。

「自由主義のまさに本質である自由とは、結局、すべての人々にとって自由を意味するわけではない。自由の濫用を防ぐために、市民はきわめて重要な道徳的品格が問われるのである。彼（スティーブン・マセド：筆者注）はこれらの品格として、『寛容や自己批判、穏健、シティズンシップ活動への関与』などを挙げている。本来、自由を享受するということは、進んで自由を支え、擁護する覚悟を含み、他人の自由の承認をも意味する。逆にいえば、アパシーや不寛容は、自由主義的な市民的徳と相容れない悪徳である。』²⁷⁾

ヒーター曰く、自由主義的シティズンシップにおける徳は、単なる自身の自由の擁護・崇拝ではなく、他者の自由をも擁護するための自己批判であり、穏健であり、寛容である。

自由主義的シティズンシップは、政治的な概念ではあるが、資本主義の中から生まれ、資本主義とともに歩んできたがゆえに、市場の自由を最大限に保障しようとする。しかし、現代で

はもはや野放しの自由競争は存在せず、公正を担保する種々の制度やルールを遵守した上での競争としての公正競争が求められている。しかも「公正競争概念は時代とともにますます深化していく、現代では環境保全をその内容に含むようになっていく」²⁸⁾つまり、環境経済シティズンシップにおいては、自由な「市場」を前提にしつつも、環境の保全を内容に含む共同体的なシティズンシップが必至なものとなっている。

一方、市民共和主義的シティズンシップの徳は、無秩序な諸個人の集団行動からは出てくることのない市民の徳としての「共通善」として捉えられるのが一般的である。共通善を、政治的以外に経済的な視点から、共同体の成員間のネットワークに支えられて発展する「社会関係資本」と捉えると、ネットワークの源となる「信頼」や「互惠性」が重要な徳となる。²⁹⁾ いずれにしても、共通善は受け身的に享受されるものではなく、「共通の目標に向けて努力するというポリスの成員概念と一致し、そうした目標の達成に能動的に参加する」³⁰⁾ 態度、すなわちアクティブ・シティズンシップを必須としている。

市民共和主義的シティズンシップの地平を超えて、新しい21世紀シティズンシップの領域に踏み込むと、「遠く離れたところにいる人々」に対しては、ドブソンの言うところの「弱者に対する配慮や共感、責任」³¹⁾の徳が求められる。ちなみにドブソンは、ポストコスモポリタン・シティズンシップを考えるにあたって、同時性・空間性の強いコスモポリタニズムを超えることに強い目的意識をもっていたが、この新しいシティズンシップは、「未来世代の人々」或いは「もの言わぬ環境」に対しても、互惠性を前提にできないという点で共通性を持っている。また、未来世代や環境という「弱者に対する配慮や共感、責任」の前提には、その感覚を生む「想像力」が必須である。したがって、ここではあえてポストコスモポリタン・シティズンシップとはせずに、「遠く離れたところにいる人々」や「未来世代の人々」「もの言わぬ環境」をも含みこむ、いわゆる「21世紀型」の「次のシティズンシップ」としておこう。

以上の考察に基づく次表のようにまとめることができる。

表5 環境シティズンシップとその徳

シティズンシップの形態	第1：自由主義	第2：市民共和主義	第3：21世紀型
環境シティズンシップの徳	寛容・自己批判・穏健	信頼・互惠性・参加	配慮・共感・想像力

5. 環境シティズンシップ・フレームワーク

これまでの議論を総括し、環境シティズンシップとして総合すると、次のようなフレームワークを作ることができる。表6に示すようにドブソンのシティズンシップ三類型との違いは、ポストコスモポリタンシティズンシップに市民のみでなく環境までも含めると共に、構成原理や徳を再構成していることにある。

表 6 環境シティズンシップのフレームワーク

形 態	自由主義的		市民共和主義的		21 世紀型	
空間・時間	世代内・近距離				世代間・遠距離 超世代・超距離	
	領土的		領土的		非領土的	
権利	主体	個 人	市 民			自 然
	内容	財産・人格	公共信託財産		個別の生命	
構成原理	権利（契約）		義務（契約）		責任（非契約）	
	ミクロ公正（公平）		ミクロ公正 / マクロ公正		マクロ公正（正義）	
「徳」	穏健・寛容・自己批判		信頼・互惠性・参加		配慮・共感・想像力	

Ⅳ 環境シティズンシップに基づく教科書分析

本節では、表 6 のシティズンシップフレームワークが実際の授業においてはどのように扱われているか、教科書記述の分析を通して検討する。そのために、義務教育においてシティズンシップを中心的にあつかう中学校社会科公民的分野を取り上げる。対象とするのは、平成 10 年度版学習指導要領に基づく平成 17 年 3 月 30 日検定済教科書で、もっともシェアの大きい『新編 新しい社会 公民』（東京書籍：To）、『中学社会 公民的分野』（大阪書籍：Os）、『社会科 中学生の公民（初訂版）』（帝国書院：Te）の 3 冊である。

ちなみに、平成 10 年版学習指導要領社会は、3 つの大項目（「(1) 現代社会と私たちの生活」、(2) 「国民生活と経済」、(3) 「現代の民主政治とこれからの社会」）を設けているが、そのうち直接、環境に関わる記述があるのは次の 2 カ所である。

(2) 「国民生活と経済」のイ「国民生活と福祉」

国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止と環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる。

(3) 「現代の民主政治とこれからの社会」のウ「世界平和と人類の福祉の増大」

…人類の福祉の増大を図り、よりよい社会を築いていくために解決すべき課題として、地球環境、資源・エネルギー問題などについて考えさせる。

実際には、(1) 「現代社会と私たちの生活」の「ア、現代日本の歩みと私たちの生活」や、(2) 「国民生活と経済」の「ア、わたしたちの生活と経済」、(3) 「現代の民主政治とこれからの社会」の「ア、人間の尊重と日本国憲法の基本原則」「イ、民主政治と政治参加」にも具体的な記述があるので、上記の 2 カ所と加えた 6 カ所について検討しよう。表 7 はこれらに関連する教科書記述を項目別に整理したものである。以下、項目別に検討しよう。

表7 環境シティズンシップ 教科書記述分析表

事例	章	頁	タイトル	概要	空間・時間	権利 (主体・内容)	構成原理	「徳」
1	Os 現代 社会	11	環境と開発	「環境と開発」という視点から国民生活の変化を概観する。	空間…日本 (横浜市・川崎市), 奈良 県明日香村 時間…現代	主体…わた したち 内容…公共 財としての 環境	責任…未来 社会に対す る責任	自己批判… 私たちので きることを する。
2	To 政治	56	社会の発展と新しい人権	社会の発展にともな って, 環境権, 知る 権利, プライバ シーの権利, 自己決 定権などの新しい人 権が登場した。	空間…日本 (水俣病)・ 地球 時間…現代	主体…わた したち 内容…空気 や水, 住み よい環境	権利…環境 権 義務…環境 アセスメン ト	参加…協力 (国際協力)
3	Os 政治	56	社会の変 化と人権 尊重(環 境権)	1950年代以後の環境 破壊に対して生活環 境を守る権利として 環境権が主張される ようになった。	空間…日本 時間…1950 年代以後の 現代(公害・ 環境破壊)	主体…人々 内容…人権 としての環 境権	権利…人間 らしい生活 環境をも求 める権利	自己批判… 乱開発による 自然の破壊
4	Te 政治	109	広がる人 権の考え 方	人権概念は環境権, さらには動物の権利 にまでまで拡大して いる。	空間…日本, 奄美大島 時間…現在 いる。	主 体 … 人, アマミノク ロウサギ 内容…公共 環境, 個別 の生命	権利個別の 権利として の人権	配慮…動物 の権利への 配慮
5	To 政治	66-67	人々の意 見を政治 に生かす	琵琶湖の環境問題を 例に, 人々の願いが 政治に反映され, 実 現されるまでの道筋 を追う。	空間…日本 (琵琶湖) 時間…現代	主体…わた したち 内容…公共 信託財産と しての琵琶 湖	義務…琵琶 湖の環境保 全に関する 条例第17条	自己批判… 便利さ優先 の生活対す る反省 参加…粉石 けん運動
6	Os 政治	30-31	環境への 取り組み を調べよ う	兵庫県尼崎市が公害 を克服し, 環境を改 善した取り組みを政 治の課題として捉え る。	空間…日本 (兵庫県尼崎 市) 時間…現代	主 体 … 市, 市民 内容…公共 財としての 環境	互惠…市も してくれる から市民も して返そう	参加…私た ちにはでき ることがた くさんある。
7	Os 政治	75	住民が進 めるまち づくり	大阪府豊中市では, 住民が身近な地域を よくするための町づ くり活動を市が援助 している。	空間…日本 (豊中市) 時間…現代 ～未来	主体…住民, 市 内容…町づ くり	責任…未来 の町づくり への参加	配慮・共感・ 想像力
8	Te 政治	122-123	保護活動 が政治を 動かした	自然保護団体の地道 な保護活動が政治を 動かし海岸法が改正 され, ウミガメの生 息地が保護された。	空間…日本 (静岡県浜松 市) 時間…現代	主体…市民 (NGO) 内容…生き 物の生きる 権利	義務…海を 汚した我々 がきれいに する義務	自己批判 参加 配慮

9	To 経済	130-131	公害の防止と環境保全	四大公害とは何か、公害を防止し、環境を守るためにどのような取り組みがなされているかを知る。	空間…日本（水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、藤前干潟） 時間…現代	主体…公害の被害者 内容…健康、生活環境	義務…公害防止の義務、被害者の救済	自己批判…公害に対する企業の自己批判 参加…公害防止努力とゴミ減量
10	Os 経済福祉	152	生活環境と社会資本の整備	安全で快適な生活を守るために、国や地方公共団体は法整備につとめている。	空間…日本 時間…現代（1960年代以後）	主体…国、地方公共団体 内容…公共財としての環境	義務…国民の健康を守る義務と環境保全活動への市民の協力	互恵
11	Te 経済	44	環境に配慮した生活	今日の消費者に求められている環境に配慮した生活をエコマークや環境家計簿を通して考える。	空間…家庭 時間…現在	権利的なことには触れていない。	責任…権利がないので義務もない。あるのは抽象的な責任	自己批判…自分の生活を振り返る 自己批判
12	Te 経済	68	企業の社会的責任	企業の社会的責任に言及する中で、環境問題に対する企業の自覚的な努力について述べる。	空間…日本 時間…現代	主体…消費者 内容…環境へのやさしさ	義務…企業の社会的責任と国・地方公共団体のグリーン購入	信頼…社会的責任を果たす企業への信頼
13	To 人類国際	142-143	日本のエネルギー問題	エネルギーの種類にはどのようなものがあるかを知り、将来のエネルギーのあり方について考える。	空間…地球、日本 時間…現在、21世紀	主体…「わたしたち」という曖昧な主体	事実を述べているだけで、義務や公正の原理はない	想像力（21世紀のエネルギー確保と環境保全）
14	To 人類国際	144-147	地球環境を考える	地球環境問題、特に地球温暖化について知り、環境を防ぐために身の回りのできることを考える。	空間…地球 時間…現在	主体…国・企業・地域・市民	事実を述べているだけで、義務や公正の原理はない	自己批判…生活の見直し 協力・国際協力
15	Os 人類国際	172	地球環境と人類	エネルギー資源や食糧には限界があり、有効に使うことが大切である。	空間…日本、世界 時間…現代～	主体…我が国、先進国 内容…資源、エネルギー、食糧、	義務…国民に安全で安定した生活を保障する国家としての義務	自己批判…化石燃料の大量消費に対する自己批判
16	Os 人類国際	174-177	・地球規模の環境問題 ・地球の環境を守るために	地球には様々な環境問題があり、地球環境を守るために様々な取り組みが行われている。	空間…日本、世界 時間…現在	主体…国連、日本 内容…公共財としての地球環境	義務…破壊してきた地球環境を守る責任	自己批判 責任（将来への責任）

17	Te 人類 国際	166- 169	私たちの 地球をみ つめて	地球規模で広がる環 境問題のうち、特に 地球温暖化を取り上 げ、その現象を示す。	空間…地球 時間…現在 ～百年後	主体…ツバ ルの人々 発展途上国 内容…生存 権、排出権	公平（応分 の負担）	自己批判 信頼、互恵 （取引） 配慮、共感
18	To 人類 国際	148-149	市民が支 える環境 運動	地球環境を守るため に日本ではエコツ アー、エコツーリズム、エコミュージア ムなどさまざまな環 境運動が展開されて いる。	空間日本（天 神崎、屋久 島）、イギリ ス（湖水地 方） ・時間…現 在	主体「世界 各地の市民」 個人財産か ら公共信託 財産へいう 流れ	かけがえの ない環境を 次世代へ残 していきた いものです。	穏健な自己 批判
19	Os 人類 国際	179	地球のた めにでき ることを 考えよう	環境保護のために一 人一人ができること を考える。	空間日本 時間…現在	主体…私た ち（個人） 内容…財産、 人格	責任	配慮（地球 環境への配 慮）
20	Te 人類 国際	170- 171	温暖化に 対する国 際的対応	地球温暖化に対する には国際的な取り組 みと協力が必要であ る。	空間…地球 時間…現在	主体…国 権利…排出 権	義務。契約 公平	信頼、互恵、 参加…国際 的協力
21	Te 人類 国際	172-173	南北問題 と環境問 題	南北問題と環境問題 は密接に結びついて いる。	空間…地球、 中国 時間…これ まで～現在	主体…発展 途上国、 内容、豊か さ、環境	責任	配慮…南の 途上国への 配慮

1) 項目 (1) 「現代社会と私たちの生活」の「ア、現代日本の歩みと私たちの生活」

- ・この項目で積極的に環境を取り上げたのは1社（Os）のみである〔事例1〕。国民生活の変化を環境の視点で捉え、大量生産・大量消費の生活の問題点を指摘するとともに、そのような我々の考え方を変えることを主張する。
- ・公共財としての環境を対象とし、「わたしたちたちのできることをする」というように、「参加」の徳を主張しながら、構成原理として未来社会に対する「責任」を設定するなど、現代的な「契約」と未来的な「非契約」を混同するので、主張に説得力がなく、平板な記述となっている。

2) 項目 (2) 「国民生活と経済」の「ア「わたしたちの生活と経済」

- ・1社（Te）のみが、経済活動を扱う項目において環境を取り上げている〔事例11〕。その視点は消費生活に置かれ、環境家計簿を通して個人が自分の消費生活を振り返るというものであるが、問題としての環境が曖昧なので構成原理も曖昧となっている。

3) 項目 (2) 「国民生活と経済」の「イ「国民生活と福祉」

- ・学習指導要領の指定が「公害の防止と環境保全」であるので、全社の内容ともそれに従った記述となり、主体は公害の被害者や企業または国・地方公共団体となっている。構成原理も公害防止や国民の健康を守る「義務」となり、市民にも環境保全活動への「参加」を求めている。その点で、典型的な契約観に基づく市民共和主義的な環境観となっている。

4) 項目 (3) 「現代の民主政治とこれからの社会」のア「人間の尊重と日本国憲法の原則」

- ・社会の発展にともなって生まれる新しい人権として、2 社 (To・Os) が「環境権」について記述している [事例 2] [事例 3]。その扱いはどちらも自由主義的な個人の権利としての扱いであるが、そこでの「徳」は権利の暴走を自己批判するというよりも、権利を認めてこなかったこれまでのあり方を批判するというもので、他者危害の原則に基づく自由主義本来の厳しい自己批判は見られない。
- ・1 社 (Te) のみは「アマミノクロウサギ訴訟」を事例にして、人権を超えた「動物の権利」にまで言及する。そこでの扱いはまさしく 21 世紀型シティズンシップの「超世代・超距離」的なものであるといえよう [事例 4]。

5) 項目 (3) の「イ、民主政治と政治参加」

- ・住民参加という形での市民共和主義的な「参加」の徳を基本的なモチーフとした扱いであり、3 社ともに多くの行数を割いた扱いとなっている。傾向的には権利の主体を「わたしたち」に置き、内容として漠然とした公共財を扱うものと、主体を「住民」に置き、内容を町づくりや具体的な個別権利の保障に置くものに分かれる。前者の場合、主体が曖昧な分、構成原理も曖昧となる。後者の場合には互恵性に基づく市民の参加がより顕著となる。
- ・[事例 8] のように、複合的な徳が設定されるところにも特徴がある。

6) 項目 (3) の「ウ、世界平和と人類の福祉の増大」

- ・エネルギー問題や地球環境問題を概観する [事例 13] ～ [事例 16] と、主体を市民や発展途上国に置いて積極的に対応を考える [事例 17] ～ [事例 21] に大きく二分される。
- ・前者 ([事例 13] ～ [事例 16]) の場合には事実の記述が中心にあり、そこでは権利や義務、公平や正義といった構成原理は曖昧である。
- ・後者 ([事例 17] ～ [事例 21]) の場合には、人類、市民、国、発展途上国と多様な主体を設定していることに特色がある。また、主体が多様な分だけ形態も自由主義的なものから 21 世紀的なものまで多様となり、したがって、シティズンシップの徳も自己批判から信頼・互恵、配慮・共感と広がりを持っている。

以上の分析から分かることは次のようにまとめられる。

- ① 自由主義的シティズンシップの根本的な構成原理は、自分の権利を守るためには他者の権利も尊重しなければならない、そこには契約・公平の原理や穏健・寛容・自己批判といった徳が生まれるというものであるが、環境に関する権利をそこまで突き詰めて扱う事例は見られない。
- ② 市民共和主義的シティズンシップの根本的な構成原理は、個人を超えた市民的共同体のめざす共通善であり、そこでは義務・正義の原理や共同体への信頼、互恵性、参加といった徳が重視されるというものであり、そのような市民的な視点は環境の保全・保護に対する住民運動として扱われている。国や地方自治体あるいは抽象的な「わたしたち」を共同体として設定する事例においては、自己批判的な徳は見られても、互恵や信頼の徳にはほとんど言及されない。
- ③ 21 世紀型シティズンシップの根本的な構成原理は市民的共同体を超えた世代間・遠距離の

人々、あるいは超世代・長距離の動物・植物に対する非契約的な責任・正義であり、そこでの徳は配慮・共感・想像力であるが、そのような事例も教科書に現れるようになった。しかし、市民共和主義的な事例との境界が曖昧で、そこでの原理や徳の明確な違いが明らかでない。

総じて緩やかな自由主義的な自己批判が環境シティズンシップのベースになっていることや、一つの事例で多様なシティズンシップを扱おうとしていること、また逆に、そのために個々の事例における構成原理（権利/義務、公正）やシティズンシップの「徳」についての言及が曖昧であることが明らかとなった。今後は、このような現状を踏まえて個々のシティズンシップを鮮明にする授業、ならびに特に21世紀型のシティズンシップを扱う授業や教材を開発することが必要となるだろう。

【注・引用文献】

- 1) テサロニキ宣言 (1997.12) に「10. 持続可能性という概念は、環境だけではなく、貧困、人口、健康、食糧の確保、民主主義、人権、平和をも包含するものである。」とあるように、「持続可能性」概念のもと、「環境」と「民主主義」は大きな関連をもってとらえられている。
- 2) 英国（イングランド）にシティズンシップ教育を導入するにあたって決定的な影響を与えた報告書のタイトルは、『シティズンシップのための教育と学校における民主主義の指導』（シティズンシップ教育諮問委員会最終報告書、1998）であった。
- 3) 英国ナショナルカリキュラム・シティズンシップにおける「見識ある市民になるための知識と理解」KS3i, KS4 j 参照。
- 4) マーシャル, T. H. (1993) 『シティズンシップと社会的階級』法律文化社. (T.H.Marshall, 1950 : *Citizenship and Social Class*)
- 5) ジョーンズ, C., ウォーレス, C. (2002) 『わかものはなぜおとなになれないのか』新評論, p.43.
- 6) 宮本美智子 (2002) 「ポスト産業社会の若者のゆくえー現代日本の若者をどうとらえるかー」同上書, pp.273-274.
- 7) 宮島喬 (2004) 『ヨーロッパ市民の誕生』, 岩波書店.
- 8) Nelson, J., Kerr, D. (2005) *International Review of Curriculum and Assessment Frameworks - Active Citizenship: Definitions, Goals and Practices*, QCA/NFER, pp.5-6.
- 9) 齋藤純一 (2000) 『公共性』, 岩波書店, pp.68-69. を要約.
- 10) ドブソンの訳書では、「citizenship」はすべて「シチズンシップ」と記されているが、本稿では今日一般的な用法である「シティズンシップ」と表記することで統一する。
- 11) ドブソン, A. (2006) 『シティズンシップと環境』日本経済評論社, p.102.
- 12) ドブソン, 同上書, pp.49-50.
- 13) ドブソン, 同上書, pp.93-94.
- 14) ドブソン, 同上書, pp.68-69.
- 15) ドブソン, 同上書, p.77.
- 16) ドブソン, 同上書, p.101.

- 17) 淡路剛久 (1990) 「環境権の確立を求めて」, 公害研究, vol.20, No.10, 岩波書店.
- 18) 都留重人 (1982) 『環境教育－何が規範か』, 岩波ブックレット, 岩波書店.
- 19) ナッシュ, R. (1999) 『自然の権利－環境倫理の文明史』 ちくま学芸文庫, (「リーディングス環境」 vol.2, p.173.)
- 20) ストーン, C. (1990) 「樹木の当事者適格－自然物の法的権利について」, 現代思想, 11-12 号, 青土社.
- 21) 山村恒利 (1998) 「アマミノクロクサギに代わって訴訟」, 『環境と倫理』, 有斐閣アルマ, p.72.
- 22) 山村恒利, 同上書, p.68.
- 23) 田中堅一郎 (1998) 『社会的公正の心理学』, ナカニシヤ出版, p.23.
分配的公正とは「利益や報酬が人々の間に正しく分配されるかどうかであり, 手続き的公正とは結果にいたるまでの手続きが守られていて正しいと認められるかである。」
- 24) 大来佐武郎監修 (1990) 『地球環境と経済』, 講座「地球環境と経済」, 第 3 卷, 中央法規, p.82.
- 25) 大淵憲一 (1998) 「手続き的公正を越えて: 社会集団の理論へ」, 田中堅一郎編, 『社会的公正の心理学』, p.83.
- 26) 戸田清は環境的公正の実現のためには「環境保全と社会的公正の同時達成, すなわち環境的公正」という言い方で, 社会的公正と環境的公正を分けている. 戸田 清 (2002) 『環境的公正を求めて－環境破壊の構造とエリート主義－』, 新曜社,
- 27) ヒーター, D. (1999) 『市民権とは何か』, 岩波書店, p.32.
- 28) 諸富徹 (2003) 『思考のフロンティア 環境』, 岩波書店, pp.4-5.
- 29) パットナム, R. (2001) 『哲学する民主主義－伝統と改革の市民的構造』, NTT 出版, pp.206-207.
- 30) ドブソン, 前掲書, p.73.
- 31) ドブソン, 同上書, p.78.